

33—02 P U D T

口頭審理の期日の変更

審判長は、期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる（特 § 5②、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）。

1. 請求による期日の変更

期日の変更請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない（特施規 § 4 の 2②③、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①、民訴規 § 36）。

(1) 期日の変更を認めるとき

ア 期日変更請求書に相手方(注1)の同意が表示されているとき。

イ 期日変更請求書に正当な理由(注2)が具体的に記載されているとき。このときは、相手方の同意の有無を問わない。

(2) 期日の変更を認めないとき（特施規 § 4 の 2④、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①、民訴規 § 37）

ア 当事者の一方に代理人が2人以上あり、そのうちの1人に期日変更請求の理由が生じたとき。

イ 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたとき。

ウ 指定した期日の直前に期日変更の請求があり、これを証人その他指定期日に呼び出した者に連絡できる見込みがないとき。このときは相手方の同意の有無を問わない。

2. 職権による期日の変更

審判長は、やむを得ない事由があるときに限り、職権で期日の変更をする。

3. 期日変更の手続

(1) 請求により、又は職権をもって期日を変更するときは、特別の事情のない限り、指定期日後のなるべく早い日を新期日として指定する。

(2) 新期日指定の手続（→33—01）

（注1） 相手方とは、当事者としての相手方を意味し、参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人を含まない。

ただし、参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人が申し出た証人を尋問する期日の変更を当事者が請求するときは、その参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人を相手方とする。

（注2）〔正当な理由の例〕

(1) 代理人のない当事者、代理人又は証人が病気であって、医師の診断書の添付があり、出頭できない理由が明らかなきとき。

(2) 期日が先に指定された裁判所、審判口頭審理の期日と競合する場合。

(3) 代理人のない当事者、代理人又は証人が公務若しくは、その他やむを得ない事情により出頭できない理由が明らかなきとき。

(4) その他(1)、(2)、(3)に準じる理由で第三者の証明書の添付があり、審判長が正当な理由と認めたとき。

（改訂 H24. 3）